

意見提出手続結果報告書

次の「さいきオーガニック憲章（案）」に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 名 称 さいきオーガニック憲章（案）
- 2 意見募集期間 令和 2 年 1 月 15 日（水）～令和 2 年 2 月 13 日（木）まで
- 3 意見提出件数 1 件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

（意見要旨）

- ①食に限らず、広義での憲章であるとしたら、タイトルに「オーガニック」という言葉がふさわしいのか。オーガニックの持つ意味の理解を深めることが先決であり、「オーガニックを学び」は、意味が伝わらない。仮称なので、変更を求めたい。
- ②拙速と強く感じる。SDGs の勉強を市民と進めることから始められないのか。
- ③佐伯市が「食のまち」であるならば、「さいき食のオーガニック憲章」と言えるものをつくるべきではないか。

（実施機関の考え方）

- ①憲章における「オーガニック」の定義については資料に示したとおりであり、その意義を市民の皆様理解していただき、できることから実践していただくことが目的となります。そのためにも、あえてタイトルに「オーガニック」を明文化し、あらゆる世代や分野等で学ぶ機会を持つことが大切であると考えます。佐伯市食育推進会議においても、その理解で一致したところではあります。
- ②世界におけるオーガニックの流れからみると大きく後れをとっており、その推進を図る佐伯市においては決して拙速ではないと考えます。また、SDGs は、2015 年の国連サミットで採択されて以降、時限を設けて取り組まれているものであり、それ以前から世界各国で広がってきたオーガニックの取組は、持続可能な社会づくりの一翼を担っています。オーガニックを進めるために、SDGs の学びや普及活動が後押しになると期待しています。
- ③オーガニック憲章は、自然環境の保全や暮らしの中での衣食住なども包括した考え方に基づくものであり、「食」に特化した狭義のものではないため、「食の」を付したものは必要ないと考えます。

5 意見に基づいて修正した内容等

頂戴した意見を以降の食育推進会議等に諮ったが、修正等はなかった。

6 問い合わせ先

佐伯市 地域振興部 まちづくり推進課 食育推進・市民協働係

電 話 0972-22-4529

電子メール shoku@city.saiki.lg.jp